



Otemachi Law Office

弁護士法人 大手町法律事務所



北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア2F
TEL.093-571-0081 FAX.093-571-6095



福岡オフィス

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1丁目7-11
TEL.092-712-4923 FAX.092-714-2379

ホームページ

<http://www.ohtemachi-lawyer.com/>

大手町法律事務所



事務所報

COMMUNICATION PAPER

2018.1
Vol

7

弁護士法人 大手町法律事務所



新年ごあいさつ／中野 昌治

「メイドインジャパン」を支える仕組みづくり／森 淳二郎

印紙税について／眞子 幸人

自転車通勤と使用者責任／清成 真

離婚事件の3つの誤解／根岸 大将

東京酒場点描／中野 敬一

書：富永 剛

(前列左から右へ)

清成 真
弁護士

森 淳二朗
顧問(九州大学名誉教授)

合山 純篤
代表(福岡オフィス所長)

中野 昌治
代表(北九州オフィス所長)

中野 敬一
副代表(北九州オフィス副所長)

阿野 寛之
弁護士



(後列左から右へ)

眞子 幸人
弁護士

牧山 愛美
弁護士

富永 剛
弁護士

田中 圭
弁護士

田瀬 憲夫
弁護士

中西 俊博
弁護士

根岸 大将
弁護士

坂本 龍彦
弁護士



事務所ご挨拶



寒さ厳しき折から、皆様にはますますご健勝のほどお喜び申し上げます。また、いつも格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月より牧山愛美弁護士が、新日鉄住金ソリューションズ株式会社 東京本社法務部へ出向することとなりました。これまでの弁護士経験を活かし、出向先でも頼られる弁護士として活躍してくれることと期待しております。当事務所

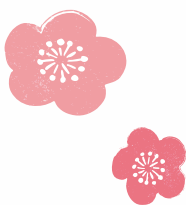
も法人化となり本年で6年目を迎え、牧山弁護士と同様に、皆様のご期待に沿えるよう邁進していく所存です。

また、事務所報も発行をはじめ4年目を迎えました。皆様に少しでも事務所のことを知っていただき、法律問題に関する有益な情報をお届けできていれば幸甚に存じます。表紙に記載しております言葉、「紡」は本年のモットーです。繭から糸

を紡ぎ出すように、気持ちを込めて丁寧に皆様の想いや言葉を紡いでいけたら。また、当事務所と皆様との縁を紡ぎ、より強い絆となりますように。そのような思いで、職務に励む所存です。

今後も、より質の高いリーガルサービスを提供できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表弁護士 **中野 昌治**



新年ごあいさつ

代表弁護士

中野 昌治
MASAHARU NAKANO



平成も30年となりました。今年もよろしく願い致します。

当事務所が発足したのは、平成16年1月でしたから、それから14年が経過し、15年目に入りました。これもひとえに皆様のおかげと感謝しております。当初は6人での発足でしたが、この間には法人化をし、福岡事務所を設け、現在は弁護士総数14名となっております。

また、顧問契約をさせていただいている企業は、約140社となりました。顧問先企業への法律サービスは、複数で行うようにしていますが、両方が不在という場合もあるようですので、バックアップ体制を充実させる必要があると考えています。

現在、各弁護士の抱えている事件数をみると、大体30件から40件の弁護士が多いようですが、60件近くになっている弁護士もあり、顧問先へのバックアップ体制の充実からも引き続き増員をしていかなければと思っています。

ここで少し、最近の業務状況をお話ししておきましょう。

昨年は、日産自動車の無資格検査や、神戸製鋼所のデータ改ざんと企業の信頼を損なう事件が続きました。そのため、各企業は、コンプライアンスの維持・向上に努力されているようで、当事務所にも研修依頼等が増えています。この関係は、私と中野

敬一弁護士で担当していましたが、これからは、これを担当できる弁護士を増やしていきたいと思っています。

また、英語に堪能な坂本弁護士の加入と同時に、外国関係の事件が急増加しています。事務局にもいきなり英語での電話もあるようで、そのため最近では、事務所で英会話教室を開いて、弁護士のみならず、事務局員にも参加してもらっています。

さらに、労働関係の相談・事件は相変わらず多く、労働部門を担当している弁護士は相当忙しいようで、この関係でも担当できる弁護士を増やす必要があります。

知財に関する相談も種々あり、私と牧山愛美弁護士とで対応していましたが、小野裕子弁護士の企業出向に引き続き、この度、牧山愛美弁護士が、本年1月より新日鉄住金ソリューションズ株式会社の東京本社に2年間出向することとなりました。社業に貢献し、企業経験を積んで成長して戻ってきてくれるものと期待しています。この間の補充については、幸い3年前に当事務所で司法修習した松田麻友美弁護士が戻って来てくれる予定となっており、弁護士数(特に女性弁護士)の維持はできそうです。

今年も全員で頑張っていきますのでどうかよろしくお願い致します。

「メイドインジャパン」を支える仕組みづくり

平成29年4月から、法制審議会で、会社法改正論議が始まった。取締役が職務執行に際して負った責任を会社が補償すべきか、あるいは、取締役の報酬規定は、現行のお手盛り防止の観点からではなく、インセンティブ効果の観点から見直すべきか等が、重要な争点となっている。この改正の動きは、平成27年策定のコーポレートガバナンス・コードで謳われている「攻めのガバナンス」のための法整備を目指すものであろう。

しかしながら、名門企業で企業不祥事が続発し、メイドインジャパンの名声が大きく傷ついている昨今の状況をみれば、この改正論議は、いささか上滑りの感もある。といっても、これまで通りに「守りのガバナンス」を強化すれば済むわけでもない。企業不祥事の続発は、これまでの「守りのガバナンス」の実効性の乏しさを如実に浮き彫りにしたといえるからである。

とすれば、この「攻めのガバナンス」が上滑りしないように「歯止め」を設けていくしかない。その歯止めの重要な手掛かりとして、コーポレートガバナ

ンス・コードに盛り込まれている「従業員との協働」に注目したい。とくに製造業では現場任せになっており、コスト削減、納期等で追い詰められた現場が逸脱行動に走ることが多いとされる。とすれば、企業不祥事の問題解決は、「従業員との協働」を抜きにして考えられないはずだからである。

ところが、改正論議のなかで、「従業員」に言及されることはあまりないようである。会社法上、従業員は法的主体として登場しないからであろうか。とすれば、「従業員との協働」のコンテキストのもとで企業不祥事抑止のためのガバナンスの仕組みづくりを担うべきは、アカデミズムではなく、プラグマティズムではないかと思うこの頃である。



顧問 (九州大学名誉教授)

森 淳二郎
JUNJIRO MORI

印紙税について

印紙税についての相談をよく受けるというわけではありませんが、印紙が必要かどうか判断に迷うことは意外と多いのではないのでしょうか？

印紙税は、日常の取引で作成される契約書や領収書などに課せられる税金です。もっとも、全ての契約書や領収書が対象になるわけではなく、作成する文書が「課税文書」に該当する場合に印紙が必要となります。

そして、課税文書について、印紙の貼付及び消印を怠った場合には過怠税が課せられます。この過怠税は、納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額、すなわち当初に納付すべき印紙税の額の3倍に相当する過怠税が徴収されます(ただし、調査を受ける前に、自主的に不納付を申し出たときは1.1倍に軽減されます)。しかも、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費には算入されません。このように、印紙税の納付漏れは企業にとって大きい痛手となり得るものです。

ちなみに、日本における印紙税は、日本で作成されるものを対象としているため、法的効果が日本国内に及ぶ内容の文書であっても、国外で作成される場合には日本で印紙税は課せられません(もちろん海外で作成されたものであることを明らかにしておく必要はあります)。他方、中国では、中国国内で法的効果を発する場合にも、中国国外で作成された文書についても課せられます。このように、各国で印紙税の取扱が異なるため、海外取引の際には、現地の印紙税についても検討する必要があります。

印紙税の判断に迷ったときは、専門家や税務署に相談することをお勧めします。

弁護士

眞子 幸人
YUKIHIRO MANAKO



2018 迎春

自転車通勤と使用者責任

近年、健康に対する意識の高まりもあって、自転車で通勤する従業員が増加し、なかには自転車通勤を奨励している会社もあるようです。

しかしながら、従業員が自転車通勤途中に加害事故を起こして歩行者等に怪我をさせた場合に、会社が使用責任の追求を受ける可能性について、十分なリスク管理ができていますでしょうか。

マイカー通勤途中の従業員の加害事故の場合には、通常、被害者に対する損害賠償は保険によってカバーされるため、会社の使用者責任が問われるケースは多くありません。しかしながら、自転車の場合には、損害賠償保険に加入していないことが多く、事故が発生した場合の被害者の請求は、使用者責任として資力のある会社に向けられる可能性があります。万が一、被害者に重篤な障害が残った場合、その金額は1億円を超えることもあります。

通勤途中の加害事故について、マイカー通勤についての裁判例を見てみると、会社がマイカー通勤一切関与していなかったケースでは、会社の使用者責任は否定されることが多いようです。他方、会社が、マイカー通勤用の駐車場を用意していた、あるいはマイカー通勤を前提とした通勤手当を支給していた等、マイカー通勤を容認していたと認められる場合には、会社の使用者責任を肯定する裁判例が多く見受けられます。

自転車通勤の場合も、会社が自転車通勤用の駐輪場を用意していた、あるいは、自転車通勤者に対して通勤手当を支給していたなどの事情があると、従業員が自転車通勤途中で起こした加害事故について、会社の使用者責任が問われる可能性が高くなります。そこで、会社としては、自転車通勤を認めていない場合には、黙認していると評価されることがないように、明確に自転車通勤を禁止することを周知しておくべきだと思います。他方、自転車通勤を認めるのであれば、会社に対する使用者責任の追求に備えるため、一定額以上の対人賠償保険加入を条件とする許可制とし、保険証券の写しを会社に提出させる等の手続きを自転車通勤規程によって整備しておくべきだと思います。

年々酷くなる健康診断の結果から、ダイエットの必要性を痛感している当職としても、大手町法律事務所の自転車通勤規程の整備を考えております。そういえば、当事務所には自転車に乗りまくっている大先生もいらっしゃるし…。

弁護士

清成 真
MAKOTO KIYONARI



離婚事件の3つの誤解

離婚事件を扱っていると、誤解されていることがあると感じていることが3つあります。

まず1つ目は、離婚を求める側が必ず慰謝料を請求できるとの誤解です。離婚の際、慰謝料を請求できるのは、離婚に至るまでに相手方の違法な行為があったことが理由となります。したがって、例えば性格の不一致ですとか、相手方への愛情がなくなったことだけが離婚の原因である場合、慰謝料の請求は困難です。

2つ目は、財産分与は、必ず財産の2分の1を分けなければならないとの誤解です。確かに、財産分与の割合は2分の1とされることが多いです。しかしながら、夫婦の片方が相当な高収入であったり、能力・資格を持っており、そのおかげで高収入である場合等、財産形成への寄与度が大きい場合、大きく寄与した側の割合が大きくなる場合があります。また、結婚前から有していた財産等、相手方に分ける必要がないものもあります。

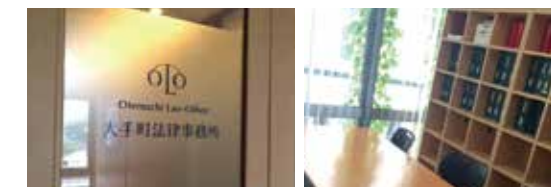
3つ目は、養育費は一度決めたら、変えることができないとの誤解です。これは請求する側もされる側も誤解している場合がありますが、離婚後、当事者双方の収入が増減した場合等に、受け取る側が増額を求めたり、支払う側が減額を求めたりできる場合があります。

離婚の際、もっともらえるものと思って離婚協議を始めたが、実際には思ったほどもらえなかったという場合や、逆に、相手方に言われるがまま、必要以上に相手方の要求に応じてしまうという場合があります。金銭的な請求をする側であれ、される側であれ、離婚後のご自身の人生やお子様の人生のためにも、離婚に至る前に、しっかりと準備をすることが大切です。



弁護士

根岸 大将
DAISUKE NEGISHI



東京酒場と描

第3回「ポテトサラダ」

今回はJR浜松町駅金杉橋口からすぐの居酒屋での話です。この店は、ご夫婦でやっている居酒屋ですが、高校陸上部同級生4人(東京在住2名、福岡から出張2名)で行きました。

東京組はポテトサラダが大好きでこの店には良く行くということでした。私も好物なので、飛行機の時刻までポテトサラダを注文し合うという展開になりました。(勿論、ポテトサラダ以外のメニューもありますし、美味しい店です。)

東京組は、ポテトサラダが好きなのは「給食の粉吹芋(こぶき芋)の反動」だと言います。昭和40年代に小学校給食を食べた御同輩以外は「粉吹芋」と言っても分からないと思いますが、ジャ

ガイモを茹でたものです。しかし、見事に味が無いという記憶です。これと比べてポテトサラダは、子供が好きなマヨネーズの味が際立ちます。その極端な味の対比がポテトサラダを好物にさせたというのです。

分かりますね、その感じ。「嫌いなものとの対比で好物ができる」という説は新鮮でしたが、要は小学生時代の味覚を引き摺っているだけではないかという気がします。

本当にポテトサラダは、大人の「酒の肴」たり得るのでしょうか。

帰りの飛行機の中で、酔余、粉吹芋と一緒に食べた小学校時代の友達には誰がいたかなあ、と指折り名前をあげようとしたのですが、あまり多くは思い出せませんでした。

弁護士

中野 敬一
KEIICHI NAKANO

